

はり校長、教頭が陣頭指揮に立ちまゐり、積極的にこの防止に努める
ということが大切だというふうに考えておりまして、今後ともなお一層この教
育委員会として校長、教頭を中心に全教員を挙げて指導をしてまいり
たいというふうに考えているわけでございます。

さらにまた、地域の方々に御協力をいただいて、この問題が円満に解決
したというような事例もございますので、地域の方々のお力もお借りし
ながら防止に努めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。
次に、キャンプ場の考え方でございますが、御質問のキャンプ場の問
題につきましては、現在、比較的自然的に残された柳山公園等で、例年
ボーイスカウト等の団体がキャンプを張っていることも聞いております。ま
た、かに坂公園につきましても、他の公園と同様に使用申請していただ
きますれば、特に支障はないものと考えております。ただ、公園内に
キャンプ施設、例えば炊事場等を設置することにつきましては、河川
敷でもあり、難しい問題もあらうかと存じます。使用面ではそういった
不便さはございますが、近くにございます加美上水公園では、下水管

も埋設されておりますし、雑排水の処理もできますので、御面倒でも
そのような方法をとっていただきますれば問題はないものと思っております。
ます。

なお、社会教育課では、御要望があればキャンプの指導等もい
たしますし、キャンプの備品の借し出し等もいたしておりますので、今
後このような方向、方針でまいりたいと考えておりますので、よろしくお
願いたします。以上でございます。

○建設部長（林田 進君） 自席からお許しをいただきまして、ただい
まの市長の答弁を補足させていただきます。

市長の答弁の中でございました多摩川地域交通網計画調査検
討会でございますが、これは圏央道からみの組織でございまして、組織
の編成といたしましては、西多摩の市町村と、八王子が入りました十市
町村と、それから建設省の関東地方建設事務所、それから出先で
ございます相武国道事務所、これが入りましてこの検討会を設けま
して、二回ほど検討を加えました。当然コンサルが入りまして、コンサ

ルの方から考え方等が示されたわけでございますが、この検討会の中では、八王子は別にしまして、先ほど市長の方からも説明いたしました秋川インター、それから青梅インター、日の出インター、この三カ所のインターに対するアクセス道路等の素案が出されました。

その中で、特に福生市としてのかかわりがある所といたしますと、秋川インターとそれから日の出インターであらうと思いますが、特に、この日の出のインターにつきましては、永田橋から直つすぐ伸びる路線、この路線がアクセス道路として一応計画をされておりました。それで、現在御案内の羽村大橋につきましては、一部まだこの永田橋通りまで整備ができておらずに終わっておりますが、あの道路を永田橋通りまで整備をいたしまして、それからもう一方は、その延長を睦橋の延長の通りにつなげまして、その道路を新しく計画整備いたしました。それから両方に振り分けてアクセス道路としての機能を果たすと、そういうことが当初示された原案でございます。

これですと、やはり福生としますと、全くこの日の出インターに対す

るメリット、あるいはいろいろ御心配をかけております。西口の開発計画との結びつけ、そういったものがございせん。したがいまして、特にアクセス道路については、この圏央道とそれから主要地方道、あるいは主要幹線道路との結びつけというものが非常に大きな柱であらうとそういうふうなことで、強く要請をしまして、それで、今時点ではそれをすつと伸ばして、新奥多摩街道―埼玉銀行の前の通りですけれども、そこまで結びつけてもらいたい。幅員についても、現在の都市計画道路については十六メートルで計画しておりますが、それを二十二メートルまで広げた形で、そういうことをお願いしてございます。またコンサルが中に入っております。コンサルの方から出される一つの答申案と、そういうものの中での検討会でございます。そして、その中では、そのような形で一応これからの検討課題と、そういう形位置づけを現在してございます。

こういう状況でございます。何としてもそこまでは整備をしません。福生と圏央道との結びつきというのが非常に悪くなると、そういうふうな判断をいたしまして、これからこの問題については強く関係機関の方

へ要請していくと、そのように考えております。

以上でございます。

○十三番（小野沢 久君） 自席から再質問をさせていただきます。

最初に、給与及び退職金の是正の関係でございますけれども、是正計画については、出されたということで、その内容については、具体的な数値に關してはまだ入っていないということでございすけれども、その内容をいずれこれからまた具体的な数字を出すような指示もあるかどうかという答弁もありすけれども、またすぐ来ると思ひますので、それなりに数字的要素も持っていると思うんです。ただ漠然と思うのではなくて、ある程度こういう形にやっていきたいというような数字はあると思ひますので、そこら辺をお願いいたします。

それから、退職手当の方の関係は、先ほど市長の方から、六十五年に国家公務員の六十二・七ヵ月を目標にするという答弁をいただきましたので、六十五年にはなかなかという気はするんですけれども、やはりそういう意味では、何としてもやはり実現をしていただきたい数字ではなからうかと思ひ

ますので、市長もそういう中の議員でございすので、先ほどの考え方は賛成ということでございますので、六十五年が可能になるように恐らく段階的に進めていくと思うんですけれども、頑張っていたら、随時変化がありましたならば御報告をしていただければと思ひますので、この退職手当に關しては、これで結構でございます。

それから、常勤特別職の勤勉手当の関係、先ほどの答弁の中で、結局は条例の解釈の方法になるんだらうかと思うんですけれども、實際には、条例のとおり、勤勉手当の割合の合計についてはという、期末手当という件となっているんですけれども、期末手当及び勤勉手当の割合の合計ということで、職員と同じく支給をしているわけでございます。

この条例を見るからには、やはりあいまいでありますので、もう少し具体的に、もう一つものはきちんともらわなくちゃいけないだろうし、気分よくもらった方がいいと思ひますので、そこら辺、勤勉手当としての支給についていいのかどうかという点も含めて、こういう方に、検討していくということでございすけれども、もう少し具体的な答弁ができるのではないかと思ひ

いますけれども、もう一度お願いいたします。

次に、教育行政の関係、全く先ほどの石川議員の質問と同じような内容になりましたけれども、実際に、福生でもこれだけの件数が起きていて、幸い大きな事故になっていないということでありまして、どこまでがいじめか、非常に難しいところでございますけれども、学校だけではどうしても対応はできないし、何としても地域とかかわり合いがありますけれども、いずれにしても学校にいる時間が長いわけでございますので、そういう面では、先ほどの答弁では、校長さん、あるいは教頭さんにハッパをかけて何とかということらしいんですが、なかなかそういう面では、難しい、根の深い問題ではないかと思っておりますので、ですからやはりそういう面では、先ほどの質問と重なりますけれども、やはり教育相談の充実ということは、大変重要なことではないかと思っております。幸い専任相談員の方がことし二名になったということもありますけれども、できればもう一名ぐらいにしていたらいい、各中学校単位ぐらいの対応ができればなという気もするんですけれども、そこら辺についての考え方をもう一度お願いいたしますとともに

先ほど電話ということがありましたけれども、やはり代表電話して交換台を通してというのは、なかなか相談のしにくいこともありまして、現実には相談なんかも行っているという話も聞いておりますので、直通電話を設置することは、大してお金のかかることではないし、それについてのPRも方法は幾らでもあるわけですから、その辺のことはできるんじゃないかと思っておりますので、それも今改めて答弁をいただきたいのと、最近では、いじめの誘発の原因ともなっております体罰についても、全くいじめと同様毎日新聞をにぎわしているわけでございますけれども、こういう状況が当の福生市の関係にあるかどうか。あるいは、あるとすればどのような対応をなされているかという点についてお願いしたいのと、登校拒否している子供たちも相当いると思えますけれども、どれくらいいて、それはどのような理由になっているかという点をお願いいたします。

それから、キャンプ場の件ですけれども、先ほどの答弁ですと、炊事場の関係、便所との関係、あるいは備品に関しては、教育委員会で借し出しをするということでございますけれども、現実には、例えば、か

に坂公園あたりを想定して考えますと、緑地公園と便所は二個ありますね、ところが、水場がないわけであります。やはりキャンプするには、何としても水場がなくはできないわけでありますので、その辺の対策ができるような答弁でありましたけれども、実際にそういう形のものを設定していただけるかどうか。もうちょっと具体的に、備品についても教育委員会などの程度のものがあって、どの程度の範囲の貸し出しができるのかという点、現状でのわかる範囲についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、道路行政の圏央道の対策なんですけれども、全く昨年の十二月の上野議員の質問と同じわけでございます。そのときの答弁に、多摩地域交通綱計画調査委員会の発足ということがあって、今その中で二回はかり会議があって、当時は永田橋までだったのが、秋川に向けて埼玉銀行の前からということ、そういう面では前進をしたのではないかと思います。

いずれにしても、また、先ほどの質問とも関連しますけれども、睦橋

経由の都市計画道路Ⅱ・一・三号線の関係も、熊川地区の区画整理事業の第四区域か何かに入っているわけでありますので、そうしますと区画整理を見て進むというような形になると思うんですけれども、そうしますと圏央道が先か、区画整理が先か、いずれにしても相当どっちも時間がかかる問題でありますので、そのほかにも方法が考えられないかどうか。Ⅱ・一・三号線ですね、それをお願いしたいと思います。

いずれにしても、なぜこのような質問をここでやるかというと、やはりモノレールにも見られるように、モノレール計画がどこまで進むかわかりませんけれども、現在の計画路線では、この福生市も入っていない状況があります。先ほどの羽村大橋から秋川の細谷火工の先を抜けていく道路、今の羽村大橋の所から、突き当たりから上の都道まで抜けてまいりますと、全くそういう面では、日の出インターに向かうルートとしては、いいルートになります。そうしますと、全くそういう面で福生市がまた抜けてしまうのではないかと心配があって、やはり商業の振興、西口の開発も含めて、秋川筋からの道はどうしても滑らかにしておかないと

商圏の確保ということはまずできなくなるという心配の上に立っての今回のこの質問でありますので、そういう面では、五・二・二号線が埼玉銀行の所まで来たということは、大変想定されるという面では大きな前進ではないかと思えますので、これについては、とにかく羽村大橋経由よりは先にこちらの話が進むような態勢で、市長も一生懸命やっていくということでございますので、進めていただきたいと、この件は要望しておきます。

ですから、睦橋経由の方の関係、都市計画だけになってしまいかどうかという点を再度お願いいたします。

それから、道路パトロールの関係なんですけれども、今の市長の答弁では、それなりに指導をしているということでございますけれども、実際に確かにこの暮れに来て、先週あたりは、西友通りなんか全く車が走れない状況ですね。だから、あちこちスローパーができて、夕方の買い物のときには、両方の道に駐車をしてしまうというような状況も続いております。また、商店の所を通りますと、大体の店が看板は道路部分に出ているというような状況になっておりますので、どの程度指導をしているのか

非常に疑問を持つわけであります。また、私道の未整備の所も大分あったりなんかします。こういうのも定期的に、きちんとパトロールという目で見て回ればそれなりに気がつくし、ただ漠然と走ったのでは道路の状況がなかなかわからないのが現実でありますので、やっているという答弁をいただいているんですけれども、どのくらいやっているのかという点を再度お尋ねいたします。以上です。

○ 総務部長(浅見裕康君) 小野派議員さんの給与関係につきましての再質問についてのお答えを申し上げます。

まず第一点の是正計画を現在一応抽象的に出していると、しかしながら、これからもう一度具体的に出すようになるのではないかと、市長もその向きの御答弁を申し上げましたけれども、実は、本日自治省を通じて都からまた通知で連絡がございまして、近々のうちに再提出するというふうな段取りに相成ろうかと思えます。

それで、御案内のとおり、給与の実態というのは地域性がございまして、非常に異なっているわけでございます。国の基準というのは、あく

までも全国平均でございまして、その辺のやはり問題がございまして、したがいまして、当面当市といたしましては、全国比におきまして、比較的高水準にございまして首都圏の実情、そういったものも踏まえまして、都並みに近づけるということを基本に、是正計画の策定をいたしたいというふうに考えております。

今後、職員組合との当然協議等が必要になるわけでもございまして、けれども、この是正計画の実現に向けて最大の努力を図っていききたいというふうに考えております。

是正計画の策定の概要でございまして、考え方としては、昭和六十三年までには、国は、国並みにラスパイレスを近づけるというふうなことが来ておりますけれども、先ほど申しましたような、この東京都の中、市であるというふうな実態を踏まえまして、一〇ぐらいに直したいというふうな一応基本的な考え方を持っています。それと、当市において徐々でございまして、職務給の導入もしておりますので、そういったことも含めまして、この是正計画に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、二番目の退職手当につきましては、変化がございしたら、できるだけ可及的速やかに御報告等を申し上げていきたいというふうに考えております。それからあと、特別職に対する勤勉手当の関係でございまして、これも条例解釈あるいは規定、そういった内容からして違法ではないけれども、非常に好ましくないというふうな御指摘をいただいているところでございまして、今うたたきました御意見等を含めまして、ごもっともだというふうに考えております。これから具体的に、できるだけ実施を見解に準拠いたしまして、条例改正を含めまして検討いたしまして、改善に向けて努力をしていきたいと思っております。

また、条例改正の議案等提出の向きにつきましては、またよろしく御検討をちょうだいすればというふうに考えております。

以上、人件費関係につきましても御答弁にかえさせていただきます。よろしくどうぞ願います。

○教育次長（須崎 進君） 答えいたします。

まず、教育相談の充実でございしますが、充実のための専任相談員の

増員でございますけれども、これにつきましては、内部で検討し、財政部局とも協議してまいりたいと考えております。

なお、電話相談の充実についてでございますが、現在の相談室の機構、それから電話番号のPR等について、さらに市のお知らせ等を通じて十分市民の方々に周知してまいりたいと思っております。

また、直通ダイヤルの電話の設置等につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、体罰でございますが、非常に体罰につきましては、そのいじめの原因として、教師による体罰等がそれを誘発しているというようなことも言われていることでございますけれども、この体罰というのが、残念ながら当市におきましてもあったということでございまして、昨年小学校におきまして一件ございまして、学校長の報告を受けたわけでございます。これに基づきまして都の教育委員会の方へ報告をいたしました事例がございします。

いずれにいたしましても、どのような事情がありましても、学校教育法

十一条によります体罰については、絶対に行うべきではないということを校長あるいは教頭会等を通じて、機会あるごとに厳重に指示をしているところでございます。

次に、登校拒否でございますけれども、登校拒否と言えるかどうかということもございすけれども、いわゆる現在長期欠席している児童生徒が四名おりまして、その欠席理由でございすけれども、病気により入院している者、それから家庭内の問題で居所不明の者、それから保護者の教育方針で就学の拒否をしている者、それから家庭内の事情で学校へ登校していない者、以上四名の方々がいわゆる長期欠席といえますか、そういうような状況でございます。

もう一つ、キャンプ場の備品でございますけれども、主なものとして、は、キャンプのテントが、六人用が五張り、それから八人用が五張り、十人用が五張りでございます。それから飯ごうが四十一個ほどございます。それからコッヘルが十個ほどあります。それからまな板が二十二個ほどございます。それからなべにつきましては、五人から二十人用が九個ほどございます。それか

らゴップつきのポリタンクがございました。十リットル、二十リットルそれぞれございます。そのほかキャンプ用のテントのマット等が三十八個ほどございます。そのほか細かいものもございまして、このようなものが備品として借し出し可能のものでございます。

以上でございます。

○建設部長(森田 進君)

何点か再質問をいたしておりますけれども、

まず、青少年キャンプ場の開設に伴います炊事場というふうなことでございまして、かに坂公園を想定しての御質問でございますので、かに坂のまず利用状況について申し上げますと、五十九年については、占用許可の申請が全部で十五件ございました。中身としては、子供会だとか、PTAの活動、それから園外保育、そういったものが中身でございます。それから、今のキャンプの関係でございますが、既に、実際にキャンプとしては柳山公園等がかなり使われております。御質問のキャンプ場につきましては、柳山公園の所では、なかなかキャンプファイヤーをたいてのキャンプ、そういったものがなかなか難しいと、そういう点で特にそういうことを想定した

場合には、むしろかに坂公園の方がキャンプ等については適しているのではないかと、そんなことを含めての御質問だと思っております。

それで、今の炊事場の関係につきましても、あるいはキャンプファイヤーの関係につきましても、当然何かそういった施設がすぐあの中で間に合えば一番いいわけでございますが、なかなか現在のかに坂公園につきましても、水の問題はともかくとしまして、排水問題に一つ難点があると、そういう点で上をというような形で先ほど市長の方からも答弁をいただいたて、あるわけでございますけれども、羽村の公園等を見ますと、非常にキャンプ場としての整備が整った施設であると、そんなふうに理解をしております。

同じような形で、そういったキャンプができてくるというようなものを整備するという形になりますと、今の炊事場もそうでございますけれども、それともう一つは、そういったキャンプファイヤーがたけるようなそういったふうな施設、これは当然今のかに坂の中では、すべて芝張りが終わっております。それで非常に難しいだろうとそんなふうに考えます。たまたまかに

坂公園の加美の隣地に建設省の用地がかなりのスペースがまだ残されておりあります。実際にこれから問題でございすけれども、炊事場と合わせまして、かに坂公園のキャンプとしての利用状況等も勘案いたしましてできれば建設省用地でございすけれども、そういったものによ用させてもらうような交渉等もしてみたいとそんなふう考えております。

以上でございす。

○議長(森田治男君) 二時二十分まで休憩いたします。

午後二時四分 休憩

午後二時二十一分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(木村進君) 大変申しわけございません。答弁を二点ほど落としておりました。

圏央道のアクセス道路の関連で、睦橋通りの延長にありますⅡ・一・三路線で、現在区画整理を予定されている地域の中での整理について

アクセス道路としての整備が考えられないかと、そういうふうな御質問と受けとめています。確かに一六号線のバイパスとして整備をしていくんだと、そういう考え方に立てば今の道路についても、アクセス道路として整備をする考え方もあるわけでございますが、今国が考えておりますのは、奥多摩街道をその圏央道に関連する道路というような位置づけをしております。そこまでの整備と、そういうことで予定がしてあるわけでございます。したがいまして、このⅡ・一・三号線の整備につきましては、区画整理事業の中で一応整備をしていくと、そういうふうな考え方で今後も行きたいと思っております。

それから、道路パトロールの定期的なパトロールということでございますが、御案内のように、パトロールの関係については、実質的には、現在土木課にあります現場担当の職員が二名で補っているとそういう状況でございます。それ以外に、たまたま工事現場等を持っております職員につきましては、できるだけ道路等の障害物その他については、常に監視をしてもらいたいとそういうふうなお話をしていくわけでございますが、現実といたしまし